

健康保険被扶養者資格再確認調査票

この度、エンターテイメント健康保険組合より、今年度中に19歳以上となるご家族の方が現在も健康保険の被扶養者に該当するかを確認する旨の依頼がありました。つきましては、以下に健康保険被扶養者の現状を記入のうえ、令和 7 年 月 日 () までに回答していただきますようお願い致します。

なお、健康保険の被扶養者の範囲など被扶養者資格の詳細は裏面をご確認ください。

被保険者証番号		被保険者氏名	
---------	--	--------	--

被扶養者氏名	続柄	被扶養者の状況
		<input type="checkbox"/> 現在も被扶養者に該当する <input type="checkbox"/> 別居の場合は仕送り額（月平均）も記載ください（ 円/月） 住所： <input type="checkbox"/> 被保険者と同居、 <input type="checkbox"/> 被保険者と別居（〒) 収入： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ 万円/年）今月から1年間の収入見込み額を記載ください。（年金、賞与、手当、通勤費等含む） <input type="checkbox"/> 被扶養者から解除となる⇒解除年月日： 年 月 日 解除理由： <input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 加入している健康保険（) 加入日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 収入超過 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他（)
		<input type="checkbox"/> 現在も被扶養者に該当する <input type="checkbox"/> 別居の場合は仕送り額（月平均）も記載ください（ 円/月） 住所： <input type="checkbox"/> 被保険者と同居、 <input type="checkbox"/> 被保険者と別居（〒) 収入： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ 万円/年）今月から1年間の収入見込み額を記載ください。（年金、賞与、手当、通勤費等含む） <input type="checkbox"/> 被扶養者から解除となる⇒解除年月日： 年 月 日 解除理由： <input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 加入している健康保険（) 加入日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 収入超過 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他（)

※1 「被扶養者の状況」の該当する箇所に（チェック）を入れてください。

※2 現在も被扶養者に該当する方で、被保険者と別居している場合と海外在住（国内に住民票がない）の場合は次の書類を提出してください。

<配偶者と実子以外の被扶養者が別居している場合>⇒仕送りの事実と仕送り額の確認できる3か月分の書類

<配偶者と実子以外の被扶養者が同居している場合>⇒住民票

<海外在住の場合>⇒海外特例要件に該当していることが確認できる書類（詳細は健保HPをご確認ください）

※3 被扶養者から解除となる方がいる場合は、「健康保険被扶養者（削除）届」（当健康保険組合のホームページより入手下さい。）と当健保発行の被保険者証を事業主宛にご提出ください。また、既に他の保険証をお持ちの場合は、その保険証または資格確認書のコピーも添付ください。

被扶養者になれるのは右図の範囲の方で、主として被保険者の収入により生計を維持されている75歳未満の方(後期高齢者医療制度の被保険者とならない方)です。被扶養者の要件を満たしているか、次の①～④についてご確認をお願いいたします。

なお、①～④のうち一つでも要件を満たさない場合は、被扶養者解除のお手続きが必要です。

①「同居要件」の確認

- ・右図  の方は被保険者と同居していることが条件となります。
-  の方は被保険者と同居・別居いずれも OK です。

②「収入要件」の確認

(ア)被保険者と同居している場合

- ・被扶養者の年収が130万円(注1)未満かつ被保険者の収入の半分未満であることをご確認ください。

注1:年齢と障がいの有無により次のとおり異なります。 ①19歳以上23歳未満:150万 ②23歳以上60歳未満:130万 ③60歳以上または障がいのある方:180万

(イ)被保険者と別居している場合

- ・被扶養者の年収が130万円(注1と同様)未満かつ被保険者からの仕送り(援助)額より少ないことをご確認ください。

※被扶養者の年収とは、給与収入、事業収入、地代・家賃収入、老齢・障がい・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付、健康保険の傷病・出産手当金のすべてを合算した額のことをいいます。

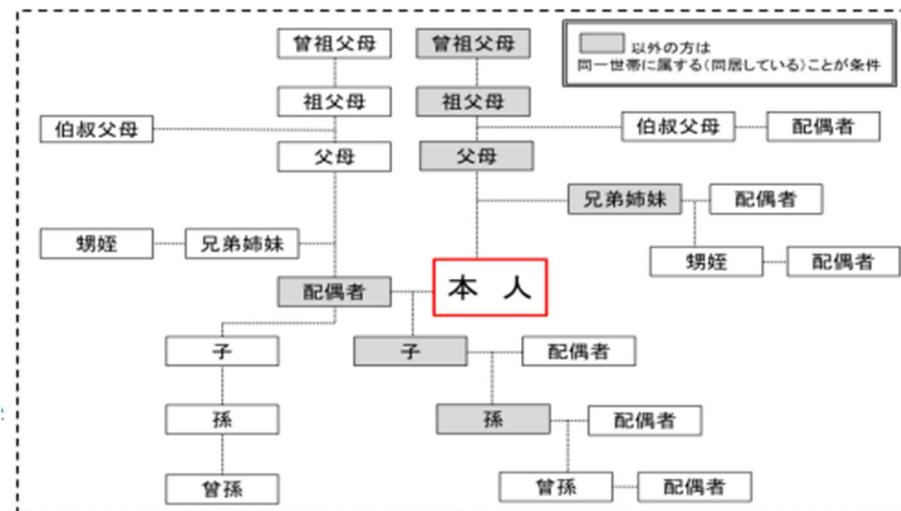
※障がいのある方とは障がい厚生年金をうけられる程度の障がい者をいいます。

※被扶養者の年収が被保険者の年収の半分以上であっても、130万円(注1と同様)未満で被保険者の年収を上回らない場合は、総合的に判断し、被扶養者と認められる場合があります。

※被扶養者の年収が130万円(180万円)以上であっても、人手不足による労働時間延長に伴い、一時的に収入が増加している場合は、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明を添付することで、被扶養者と認められる場合があります。(ただし、原則として連続2回まで)

※学生の場合は、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類の添付は不要です。

※新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者についての収入の特例は令和6年3月末で終了です。



③「国内居住要件(国内に住民票があること)」「海外特例要件」の確認

- ・国内に住民票があること。
- ・海外にお住まいで国内に住民票が無い場合は、右表に記載の海外特例要件を満たしている。
- ※国内居住要件に関する詳細は、エンターテイメント健康保険組合ホームページ「健保のしくみ」-「家族の加入について」をご確認ください。

④「資格取得(就職等により自身で健康保険加入していないか)」の確認

- ・ご自身で健康保険に加入していないことを確認してください。
- ※就職や後期高齢者医療該当により、ご自身で健康保険に加入された方の扶養削除漏れが多く見受けられますのでご注意ください。

海外特例要件	証明書類
① 外国において留学をする学生(留学)	査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する家族(同行家族)	査証(ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する家族(特定活動)	査証(ビザ)、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
被保険者が海外に赴任する間に当該被保険者との身分関係が生じた家族(海外婚姻等)(被保険者が海外赴任中に結婚した配偶者、生まれた子どもなど)	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ 上記①～④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる家族	個別に判断

※上記証明書類が外国語の場合は、翻訳文もご用意ください。